

(2) 保育を必要とする事由

保育所などでの保育を希望される場合の2・3号認定(保育認定)は、保護者が次の①～⑩の事由のいずれかに該当することが必要です。また、同時に保育必要量の認定を行います。保育必要量の区分には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分があり、区分により保育利用時間と保育料が異なります。

	事由	2号、3号認定		保育利用可能期間
		保育必要量		
		保育標準時間	保育短時間	
①	就労(月48時間以上)	就労時間等によって判断		就労開始予定日から小学校就学前まで
②	妊娠・出産	●	●	産前6週から産後6か月まで(産後3か月からは短時間)
③	疾病・障害	●		事由に該当した時から事由から外れるまで
④	同居親族の介護・看護	●		
⑤	災害復旧	●		
⑥	求職活動		●	
⑦	就学(職業訓練含む)	●		入学予定日から卒業予定日の月末まで
⑧	虐待・DVのおそれ	●		事由に該当した時から事由から外れるまで
⑨	育児休業取得中		●	必要な期間
⑩	その他	状況によって判断		必要な期間

(3) 教育・保育利用時間

支給認定や保育必要量の区分に応じた教育・保育利用時間は次のとおりです。

区分		利用時間	
1号認定	教育標準時間	1日最長 5時間	(8:00～13:00)
2・3号認定	保育標準時間	1日最長 11時間	(7:00～18:00)
	保育短時間	1日最長 8時間	(8:30～16:30)

(4) 保育料の決定方法

算定方法

保育料は保護者(父、母)の町民税額と、お子さんの年齢を基に算定します。

ただし、所得状況や扶養関係によっては、祖父または祖母の税額も合算される場合があります。

算定根拠となる町民税額の年度

	施設利用する月	町民税該当年度
利用月と町民税該当年度	4月から8月まで	令和5年度 町民税額
	9月から3月まで	令和6年度 町民税額

保育料の通知

利用する施設を通じて、入園時に保育料の決定額を通知します。在園児は、4月、9月に通知します。

(5) 保育・家庭状況等の確認について【申込書提出時】

- 保健福祉課への申込書提出時、新規・転園希望のお子さんの家庭を対象に5分程度の面談を実施します。お子さんの同行は不要です。書類だけでは把握できないご家庭の状況やお仕事の状況などについてお伺いします。
- ご兄弟が既に入園されている方は、後日確認をさせていただく場合があります。

(6) 令和6年度の年度途中入園(5月以降に入園)希望について

- 産休および育児明けで令和7年3月までに入園の可能性がある方も、期間内(10月10日～11月10日)に必ず予約申込みをしてください。
- 求職中の方は、年度途中の入園予約はできません。
- 近年、途中入園は大変厳しい状況です。申込期間を過ぎての年度内の入園受付は、ご希望に添えない場合があります。
- 5月以降の途中入園のお子さんは入園時にクラスでの入園紹介を行います。入園式は行いません。

(7) 既に入園しているお子さんの継続利用について

現在、保育所・認定こども園を利用しているお子さんについて、10月中旬に現況届等の提出をお願いする予定です。